

「介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）」

（事業所番号 第4572100339号）

運 営 規 程

社会福祉法人豊寿会

きたがわ荘デイサービスセンター

介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）
きたがわ荘指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊寿会が開設するきたがわ荘指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における通所介護相当サービス事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護等従事者」という。）が、要支援状態にある高齢者又は延岡市にあって事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し適切な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護等従事者は、要支援状態等にある高齢者の心身の状況を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 きたがわ荘指定通所介護事業所
(2) 所在地 延岡市北川町長井5565番地8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (併設施設等の施設長と兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、通所介護相当サービスの利用申込に係る調整及び通所型サービス計画の作成等を行う。

- | | | |
|--------------|-------|------|
| (2) 通所介護等従事者 | 生活相談員 | 1名以上 |
| | 介護職員 | 3名以上 |
| | 看護職員 | 1名以上 |

通所介護等従事者は、通所介護相当サービスの業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(3) 機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は25名とする。

(通所介護相当サービスの提供方法及び内容)

第7条 通所介護相当サービスの内容は、介護予防サービス計画又は、介護予防ケアマネジメント計画に基づいてサービスを行うものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護を行う。

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(5) 栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

(6) 口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

(7) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持、向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(8) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護等従事者が添乗し必要な介護を行う。

(9) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等の関する相談および助言を行う。

(地域包括支援センター等との連携等)

第8条 通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者にかかる地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく通所介護相当サービスの提供を拒まない、ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護相当サービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる地域包括支援センター等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所型サービス計画の作成等)

第9条 通所介護相当サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、通所型サービス計画を作成する。また、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所型サービス計画を作成する。

2 通所型サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所型サービス計画は、遅滞なく利用者に交付する。

3 利用者に対し、通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護相当サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護等従事者は、通所介護相当サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該通所介護相当サービスについて、介護保険法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける通所型サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に記載した書面又はこれに準ずる書面を記載する。

(通所介護相当サービスの利用料等及び支払いの方法)

第11条 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該通所介護相当サービスが法定代理受領サービスである時は、その額の1割又は2割とする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通所介護相当サービスに通常要

する時間を越えて通所介護相当サービスを提供する場合の利用料、食材料費、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙の掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 通所介護相当サービスの利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、延岡市とする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 通所介護等従事者は、通所介護相当サービスを提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 通所介護相当サービスを提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し防災訓練等を年2回行うとともに必要な設備を備える。

(虐待防止に関する事項)

第15条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第16条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、通所介護等従事者立ち会いのもとで使用すること。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第17条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所介護相当サービス

に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

（衛生管理）

第18条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所は、事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第19条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、事故が発生した際には原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、通所介護等従事者等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6か月以内

二 継続研修 年12回以上

2 通所介護等従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、通所介護等従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、通所介護等従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程を一部改定し、平成30年8月1日より施行する。

この規程を一部改定し、令和1年10月1日より施行する。

この規程を一部改定し、令和2年4月1日より施行する。

この規程を一部改定し、令和2年5月1日より施行する。

この規程を一部改定し、令和3年4月1日より施行する。

この規程の一部を改正し令和3年12月16日より施行する。

この規程を一部改定し、令和4年10月1日より施行する。

この規程を一部改定し、令和6年4月1日より施行する。

この規程を一部改定し、令和6年6月1日より施行する。

この規程を一部改定し、令和7年5月1日より施行する。

別紙：料金表

1. 基本料金（通所型サービス費）

介護保険の給付の対象となる以下のサービスについては、表示金額の1割又は2割又は3割を負担していただきます。

サービス名	対象者	金額（1月当たり）			
		基本料金	1割	2割	3割
通所型サービスⅠ	事業対象者（要支援1）	17,980 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円
通所型サービスⅡ	事業対象者でマネジメントにより必要と認められた者（要支援2）	36,210 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円

※ 原則として月額料金のお支払いとなります。

※ 月途中での区分変更、契約開始及び契約解除を行う場合には、変更日及び契約日に応じて日割した料金をお支払いいただきます。

※ 月途中から入院が決まっている場合等、あらかじめサービスの利用回数が決まっている場合には、サービスの利用回数の応じた料金をお支払いいただきます。

2. 加算

以下の要件を満たす場合、1の基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		基本料金	利用者負担		
				1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅲ	別に厚生労働大臣が定める基準の適合している場合	要支援1	240 円	24 円	48 円	72 円
		要支援2	480 円	48 円	96 円	144 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合		基本料金と各種加算、減算の合計金額の9.0%			

3. その他の費用

通常の事業の実施地域外にお住まいの方に対する送迎費用	通常の事業の実施地域以外の地域に御住まいの方に対し送迎サービスを実施する場合、1キロメートル当たり 円の送迎費用をいただきます。
食材料費	食事の提供をする場合、1食につき500円の食材料費をいただきます。
日常生活等において通常必要であると認められる経費	